



平成 21 年 3 月 3 日

各 位

会 社 名 エ リ ア リ ン ク 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 林 尚道
(コード番号 8914 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取 締 役 佐 久 間 光 彦
TEL 03 - 5577 - 9222

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 3 日開催の取締役会において、平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 14 回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化への対応及び事業内容の明確化のため、事業目的の追加・変更を行い、あわせて字句を一部修正するものであります。
- (2) 業務の効率化を図るため、本店所在地を東京都港区から東京都千代田区に変更するものであります。なお、本変更につきましては、平成 21 年 4 月 1 日に効力を発生することとし、その旨の附則第 1 条を設けるものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」という。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うものであります。なお、株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則第 2 条及び第 3 条に所要の規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 3 月 27 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 3 月 27 日 (予定)

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~ 4. (条文省略) 5. <u>コンテナ・トランクルームの販売及び賃貸業</u> 6. 時間貸駐車場・月極駐車場の<u>経営</u> (新 設) <u>7. ~ 21. (条文省略)</u> (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>港区</u>に置く。 (株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 第8条 (条文省略) (株主名簿管理人) 第9条 当社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿、及び株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u> 第10条 ~ 第14条 (条文省略)	(目 的) 第2条 (現行どおり) 1. ~ 4. (現行どおり) 5. <u>コンテナ・トランクルームの製造、販売及び賃貸業</u> 6. 時間貸駐車場・月極駐車場の<u>運営及び管理</u> 7. <u>駐車場・駐輪場用装置の製造、販売及び賃貸</u> 8. ~ 22. (現行どおり) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。 (削 除) 第7条 (現行どおり) (株主名簿管理人) 第8条 当社は株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 (削 除) 第9条 ~ 第13条 (現行どおり)

(決議の方法) 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。 2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。 第 16 条～第 38 条(条文省略) (新 設) (新 設) (新 設)	(決議の方法) 第 14 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 (現行どおり) 第 15 条～第 37 条(現行どおり) 附 則 第 1 条 第 3 条(本店の所在地)の変更については、平成 21 年 4 月 1 日をもって効力発生とする。なお期日到来をもって本条を削り、以下各条数を 1 条ずつ繰り上げる。 第 2 条 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。 第 3 条 当会社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。なお、前条及び本条は、平成22年 1 月 6 日をもって削る。
--	--